

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地形・地質等および近年の災害記録

水俣市は、九州の西部、熊本県の最南端に位置し、面積163.29km²で北は葦北郡津奈木町、葦北郡芦北町の矢城山(585.9m)、大関山(901.8m)系に、東は球磨郡と国見山(867m)及びそれに連なる山系に、南は矢筈山(687.3m)鬼嶽山(734.9m)系により鹿児島県出水市、伊佐市と境を接し、西は不知火海に面し、約30kmの海岸線を有し、市域の大部分は山間部で占めている。

市の中央を東西に横断する水俣川は、越小場に源を発し久木野川と宝川内川は市渡瀬付近において水俣川に合流、鬼嶽山及び矢筈山にそれぞれ源を発する支川は、湯出三本松付近で湯出川を構成し、南北に走って水俣川河口上流2km地点で水俣川に合流、川幅100mの水俣川は不知火海に注いでいる。その他の主な河川として、県境を流れる境川、袋地区を貫流する袋川があり、長崎川、初野川、牧ノ内川、多々良川、坂口川等がある。

市街地は水俣川河口に広がる平坦地に形成し、人口が集中している。

地質は本市の九州山系の西南延長部と南九州の第三紀火山群との複合する地域に当たる九州山系を構成する。基盤石は古生層、中生層即ち珪岩、角岩、石灰岩、輝緑凝灰石、砂岩、硬砂岩、粘板岩よりなり、走向はN60°～80°Eで、Sに60°～80°傾斜する秩父古生層と南西―北東に走る逆断層をもって石灰岩の薄層を伴う礫岩、砂岩、頁岩、互層、珪岩よりなる鳥の巣、白木、筏瀬間の古生層、中生層のサンドイッチ構造とともにいわゆる西南日本外帯の帯状構造をなして北東―南西に伸びている。この古生層、中生層とともに葦北郡津奈木町平国より湯浦大野を結ぶ南縁には第三紀層を角閃岩、安山岩類及び輝岩安山岩類が広範囲に被覆している。本地域の火山として認められるものに西より矢筈、鬼嶽、大関の諸山があるがほとんど開析されて矢筈岳では、頂上付近まで含紫蘇輝石普通輝石安山岩及び両輝石安山岩の集塊岩が露出し、山頂は緻密な含橄欖石紫蘇輝石普通輝石安山岩の火山岩類が分布し、また鬼嶽の西南斜面においては、基盤岩(砂岩)が頂上近くまで露出し、山頂は乳房状に含橄欖石紫蘇輝石普通輝石安山岩の緻密な岩塊が火山岩系をなしている。大関山は、前記二山に比較してやや開析度が低く、山頂部は含橄欖石紫蘇輝石普通輝石安山岩が広がり有している。

近年の災害としては、平成15年7月の九州豪雨(熊本県南集中豪雨)において、宝川内集地区及び深川新屋敷地区で発生した土石流災害により、19名が死亡、7名が負傷し、市内に甚大な被害をもたらした。この他、高温、大雨等による異常気象により、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月の西日本豪雨、令和元年8月の九州北部豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨など、過去に経験したことのない規模の災害が毎年のように発生し、市内各地に甚大な被害をもたらしている。

②地震・津波

令和4年度水俣市地域防災計画によると、被害想定の対象地震は、布田川・日奈久断層帯、出水断層帯、南海トラフ、人吉盆地南縁断層帯、雲仙断層群、別府・万年山断層帯の、6つの地震となっている。

南海トラフの30年以内の発生確率は70～80%、布田川・日奈久断層帯については発生確率16%以下とはなるものの国の相対的評価はSランクと切迫度が最も高い位置づけとされている。地震・津波による本市への被害が推定される結果は次に示す内容の他、道路や上下水道をはじめとするライフラインなどへの甚大な被害が推定される。

・最大想定震度および最大津波高・津波波高

地震震源の種類	布田川・日奈久断層帯	出水断層帯	南海トラフ	人吉盆地南縁断層帯	雲仙断層群	別府・万年山断層帯
地震の規模	M7.9	M7.0	M9.0	M7.1	M7.1	M7.3
震度	6強	6強	5強	5強	4	3
津波高	2.5m	—	2.5m	—	2.0m	—
津波波高	1.0m	—	1.0m	—	0.5m	—

※津波高とは地盤面から波の最頂部までの高さ。

※津波波高とは朔望平均満潮位（水俣市＝1.5m）から波の最頂部までの高さ

・人的被害

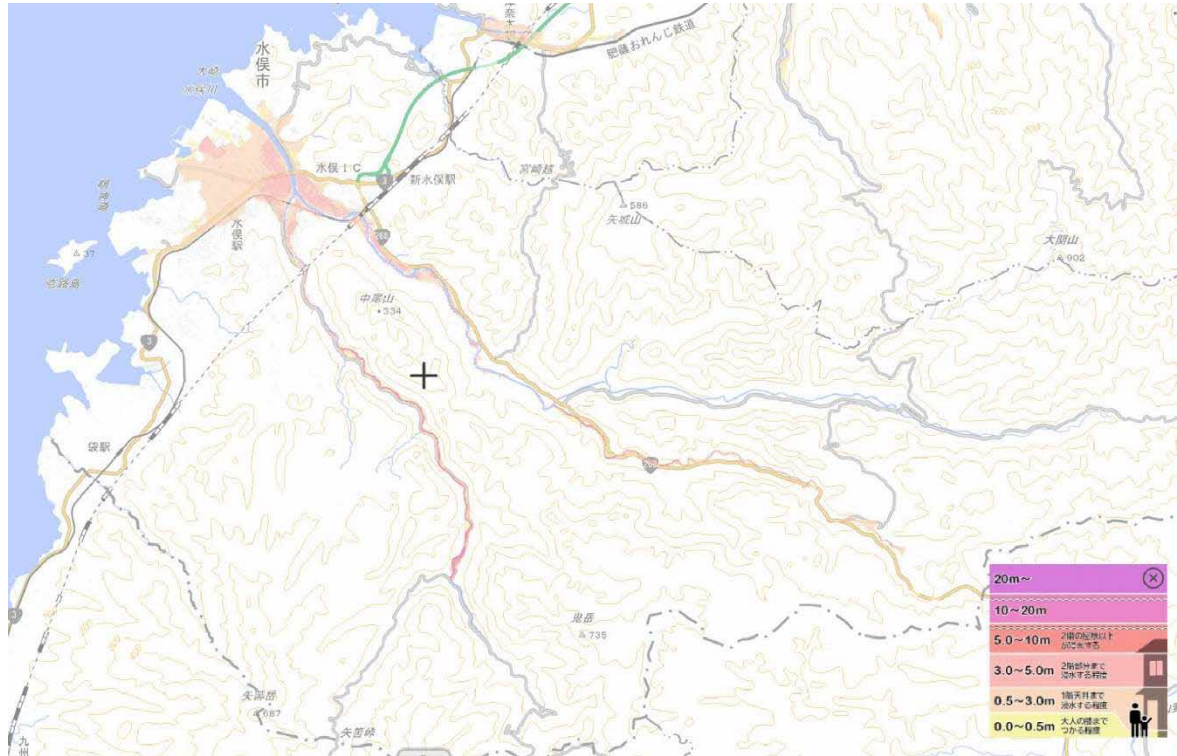
地震名	揺れ (人)			土砂崩れ (人)			津波 (人)			火災 (人)			合計 (人)		
	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数	死者数	負傷者数	重傷者数
布田川・日奈久断層帯	9	246	15	1	2	1	0	2	4	1	1	1	11	251	21
出水断層帯	3	64	5	1	1	1				0	1	0	4	66	6
南海トラフ	0	2	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	4	5
人吉盆地 南縁断層帯	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0
雲仙断層群 南東部単独	0	0	0	0	0	0	0	2	5	0	0	0	0	2	5
別府・万年山断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

・建物被害（別府・万年山断層帯については想定無し）

地 震			揺 れ	液状化	土砂崩れ (急傾斜地崩壊)	津 波	計	火災による消失
布田川・日奈久断層帯	全壊	木造	161棟	167棟	11棟	1棟	340棟	43棟
		非木造	11棟	77棟	2棟	1棟	91棟	
	半壊	木造	1,336棟	253棟	23棟	98棟	1,710棟	
		非木造	65棟	98棟	4棟	35棟	202棟	
出水断層帯	全壊	木造	51棟	112棟	4棟		167棟	—
		非木造	4棟	50棟	1棟		55棟	
	半壊	木造	373棟	170棟	7棟		550棟	
		非木造	24棟	64棟	2棟		90棟	
南海トラフ	全壊	木造	—	9棟	—	1棟	10棟	—
		非木造	—	4棟	—	1棟	5棟	
	半壊	木造	9棟	14棟	—	134棟	157棟	
		非木造	2棟	5棟	—	42棟	49棟	
人吉盆地 南縁断層帯	全壊	木造	—	26棟	—		26棟	—
		非木造	—	12棟	—		12棟	
	半壊	木造	1棟	40棟	—		41棟	
		非木造	—	15棟	—		15棟	
雲仙断層群 南東部単独	全壊	木造	—	11棟	—	1棟	12棟	—
		非木造	—	5棟	—	1棟	6棟	
	半壊	木造	—	17棟	—	116棟	133棟	
		非木造	—	7棟	—	36棟	43棟	

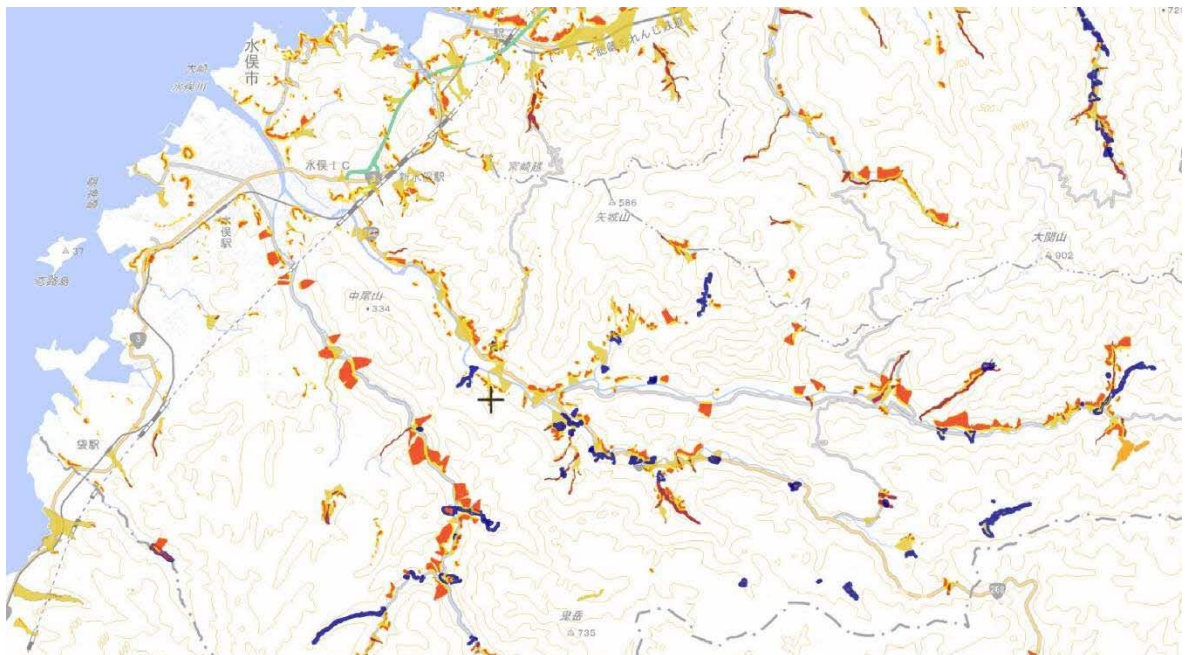
③洪水

重ねるハザードマップ（国土交通省）によると、水俣商工会議所管内においては最大で50cmから5mになることが想定されており、その大部分を平野である中心市街地と各河川流域が占めている。



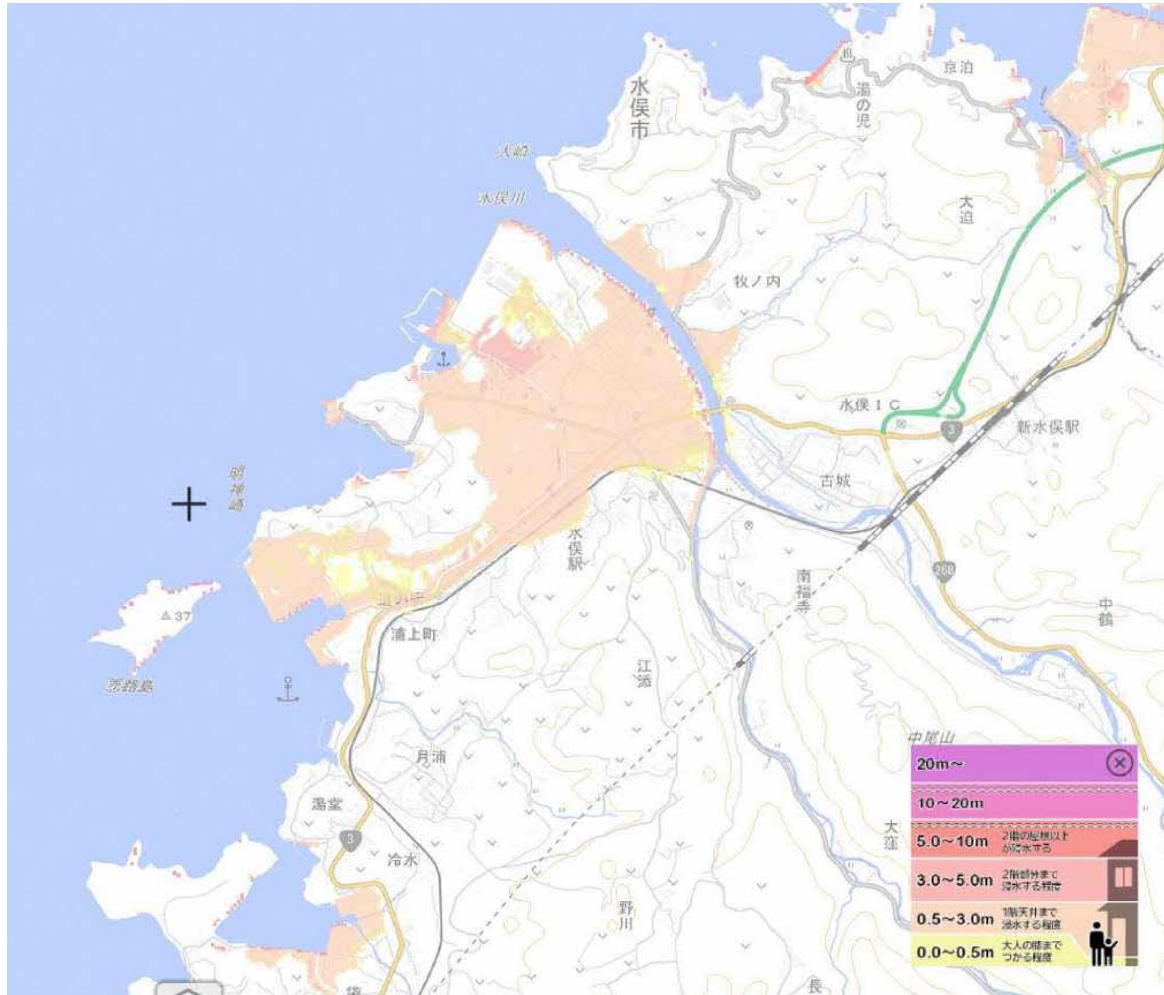
④土砂災害

重ねるハザードマップ（国土交通省）によると、土砂災害については、中心市街地においては警戒区域の設定されていないものの、市域の大部分を占める山間部で土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が広範囲にわたって設定されている。



⑤高潮

重ねるハザードマップ（国土交通省）によると、高潮被害は、主に水俣川より鹿児島県側寄りの中心市街地等平野部と牧ノ内・桜が丘・白浜町・袋の平野部が広域にわたり最大0.5m～3m、河川流域の一部と湯の児などの沿岸部地域で最大5m～10mと想定されている。



⑥感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 水俣商工会議所管内における事業者の状況

事業者数 1, 249 (うち、小規模事業者数 944) ※平成28年経済センサスより
[内訳]

	建設業	製造業	卸売・小売	宿泊・飲食 サービス	生活関連サ ービス・娯楽	その他	総数
事業所数	99	72	324	179	122	453	1,249
構成比	7.9%	5.8%	25.9%	14.3%	9.8%	36.3%	—
小規模事業者数	91	52	224	142	107	328	944
小規模事業者割合	91.9%	72.2%	69.1%	79.3%	87.7%	72.4%	75.6%

卸売・小売、飲食、生活関連サービスについては、中心市街地に多く分布するものの、市内各所に点在している。他業態においては、市内各所に広く点在する。

(3) これまでの取組

①水俣市の取組

- ・水俣市地域防災計画の策定
- ・水俣市ハザードマップ、水俣市ハザードマップWeb版、水俣市地震ハザードマップの整備
- ・防災訓練の実施
- ・防災フェスタの実施
- ・災害時業務継続計画の策定

②水俣商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策等の周知
会報を活用した周知や、各種会議、巡回・窓口相談時に関係資料を配布。
- ・事業継続力強化計画作成講座の開催（オンデマンド）
危機管理や事業継続力強化計画を策定するうえで必要な知識習得の機会を、時間・場所を問わず提供可能なオンデマンド形式で常時開催。
- ・日本商工会議所や熊本県火災共済協同組合等と連携した損害保険への加入促進
日本商工会議所の各PL保険制度、情報漏洩賠償責任保険制度、業務災害補償プラン、休業補償プランについて各損害保険会社と連携。また、熊本県火災共済協同組合と連携し、小規模事業者へ火災・地震保険等の加入促進を実施。
- ・防災備蓄品の準備

II 課題

現状では、緊急時の対応について漠然とした内容にとどまり、具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している、といった課題が浮き彫りになっている。

また、管内の小規模事業者をはじめとする多くの事業者側においても、事業継続力強化計画の策定の必要性に関する認識がまだまだ低く、未だ啓発・普及段階から脱しきれていない。双方における課題を起因させる共通の要因として、事業環境が限られた人員体制・経営資源が前提とされていることが想定される。

III 目標

これまでに記述した現状と課題を踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、水俣商工会議所と水俣市が連携しながら小規模事業者を中心とする事業者に対し、以下の取組について計画し実行を進める。

- ・被害の把握・情報共有ルートの確立

発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と水俣市の間における被害の把握・情報共有ルートを構築する。

- ・当所体制の整備、関係機関との連携体制構築

発災後、速やかな復興支援策を行えるよう、当所組織内の体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

- ・BCP策定の必要性の周知強化

当所および水俣市により、管内小規模事業者等に対し、災害によって危機的状況下に置かれた場合でも、業務が継続できる方策を予め準備することの必要性を周知する。

当所の周知ツールとして具体的には当所会報：水俣商工だよりを活用する。

- ・管内小規模事業者等のBCP策定支援の強化

経営資源が限られ、様々な制約が多い小規模事業者等に対し、BCP策定の取り組みが進めやすいよう支援強化を図る。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

水俣商工会議所と水俣市の役割と体制を明確にし、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

本計画を基に役割分担、体制を整理し、自然災害等発生時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

①小規模事業者等に対する災害などのリスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、各事業所立地場所における自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当所会報やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者等の紹介等を行う。
- ・小規模事業者等に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言等を行う。
- ・経営資源が限られ、様々な制約が多い小規模事業者等に対する普及啓発セミナーを、時間・場所について制約を受けないオンデマンド形式で常時実施する。なお、オンデマンドセミナーの周知については当所会報・ホームページで行う。

※定量目標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
セミナー開催数	オンデマンド形式にて随時	オンデマンド形式にて随時	オンデマンド形式にて随時	オンデマンド形式にて随時	オンデマンド形式にて随時
BCP策定件数	2件	3件	4件	5件	5件

②水俣商工会議所の事業継続計画の作成

別紙参照（令和5年度作成。）

③関係団体等との連携

- ・保険会社等に専門家の派遣を依頼し、損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼するなど、普及啓発について連携し実施する。

④フォローアップ

- ・管内小規模事業者等の事業者BCP等に対する取組状況の確認を行う。
- ・水俣商工会議所と水俣市で、管内小規模事業者等のBCP策定に関する取組状況の情報の共有を図り、必要な対応を都度協議し実施する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・大規模自然災害が発生したと仮定し、水俣商工会議所と水俣市間で連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

＜ 2. 発生後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

①応急対策の実施可否の確認

発生後は可能な限り速やかに職員の安否確認を行う。

（携帯電話やSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（建物や道路等インフラなど）等を水俣商工会議所と水俣市とで共有する。）

②応急対策の方針決定

- ・水俣商工会議所と水俣市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
ただし、大規模自然災害等の場合の職員の出勤については、職員自身の目視等により命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合に、水俣商工会議所または水俣市の応急的な役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報を共有する。

大規模な被害がある	・地区内の10％程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の1％程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡がとれない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の1％程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内の0.1％程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

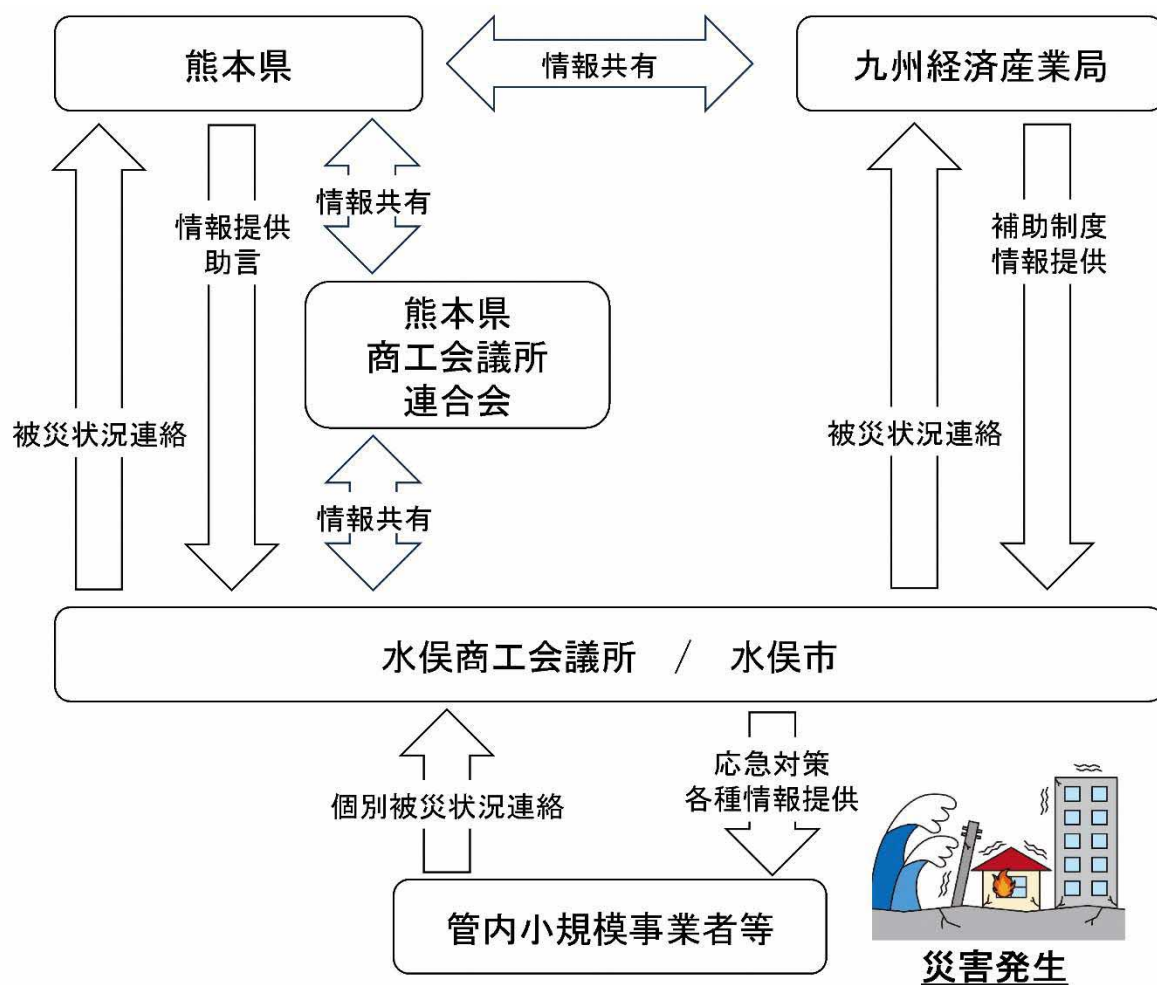
- ・本計画により、水俣商工会議所と水俣市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する（午前、午後）
2週目～1か月	1日に1回共有する
1か月経過以降	週に1回共有する

- ・「水俣市地域防災計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発生時における指示命令系統・連絡体制 >

- 自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 水俣商工会議所と水俣市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 水俣商工会議所と水俣市が共有した情報を、熊本県商工振興金融課あてにメールまたはFAXにて報告する。



＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・水俣商工会議所は、臨時に対応できる相談窓口の開設方法について、水俣市と協議のうえ、管内小規模事業者等へ周知を図る。（国からの依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・管内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、熊本県、水俣市の施策）について、管内小規模事業者等へ周知する。
- ・管内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、水俣商工会議所と水俣市で集約し、熊本県と情報共有を行う。

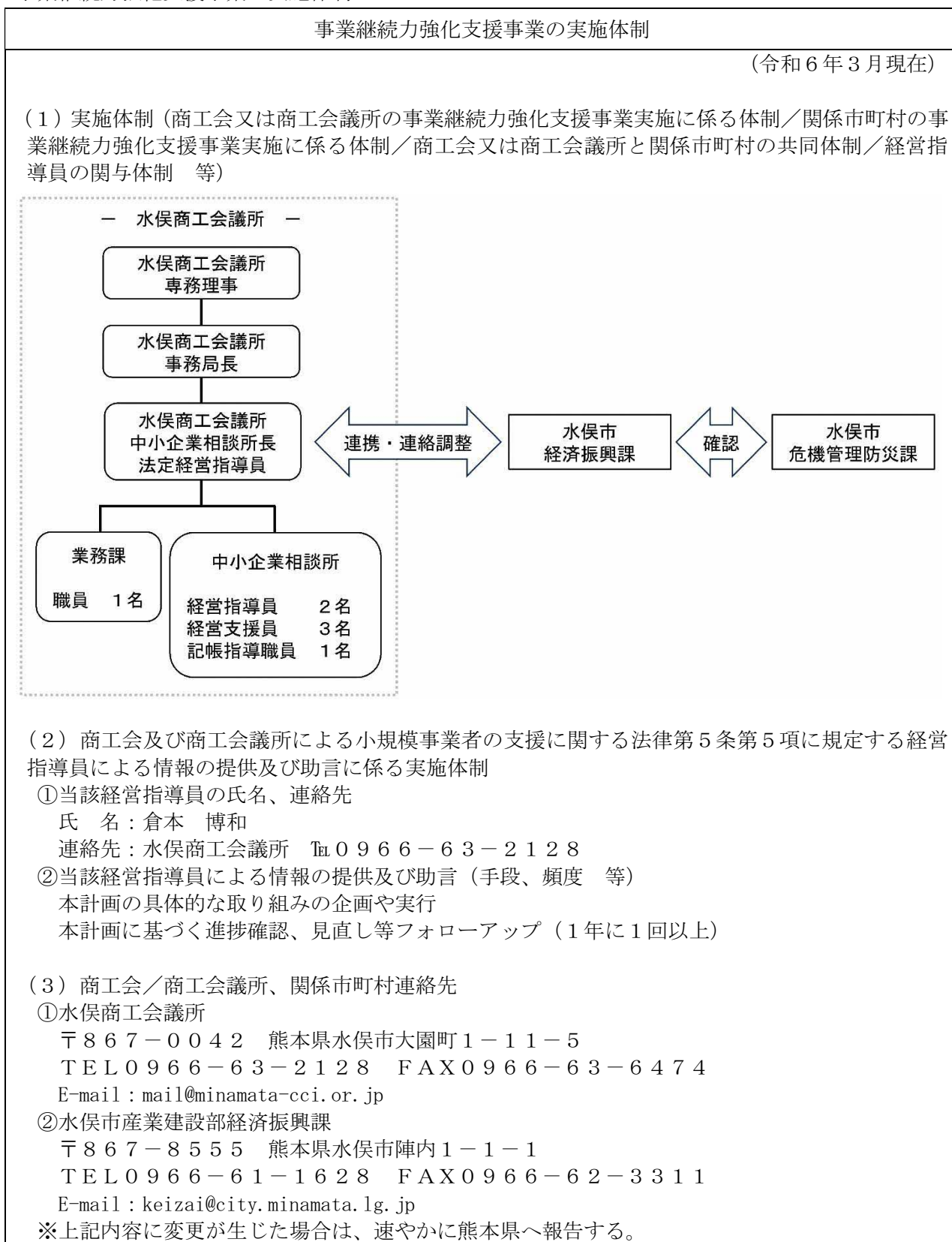
＜ 5．管内小規模事業者等に対する復興支援＞

- ・熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて水俣商工会議所と水俣市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	312	312	312	312	312
セミナー開催費 ※オンデマンド	132	132	132	132	132
広報費 ※水俣商工だより	180	180	180	180	180

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、熊本県補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等